

負担金検証調書【令和4年度交付分】

1 負担金の予算決算等について

負担金の名称	漁業協同組合負担金		市の担当部課	経済環境部観光課		問い合わせ先	0568-44-0342	
負担金の金額	予算額	800,000 円	当初交付額	800,000 円	決算額	800,000 円	前年度決算額	800,000 円

2 負担金の交付先について

交付先の状況	名称	愛北漁業協同組合		(法人格の有無)	有	代表者	江口 真一		所在	犬山市	
	構成団体	この組合の地区内に住所を有し、かつ、水産動植物の採捕、養殖又は増殖をする日数が1年を通じて30日を超える個人、事業場を有する漁業生産組合ほか									
	設置の根拠	愛北漁業協同組合定款									
	意思決定の方法	総会の議決を経て規約で定める									
事務局の体制等	所在	犬山市大字犬山字西古券522番地の1地先				代表者	代表理事組合長 江口 真一				
	事業資金の管理責任者	代表理事組合長 江口 真一				事業資金の管理者	愛北漁業協同組合 職員				
	契約、支出 決裁の方法	(事務局が市である場合) 市のルールに準じているか？		完全準拠でない 場合の内容等							
		(事務局が市でない場合) 具体的に記述		総会の議決を経て規約で定める						証拠書類 の有無	有
事業資金等の保管方法	金融機関への預け入れ(通帳及び印鑑)による保管。										

3 負担金の対象となる事業等について

事業内容 (事業の全体像)	愛北漁業組合区域内で鵜飼を行うための遊漁料として、鵜舟1槽につき20万円支払う。(4艘×20万)	
(犬山市の役割)	—	
事業実績 (具体的な手法)	毎年6月1日から10月15日までの間、木曾川にて木曾川犬山鵜飼漁法を実施している。	
負担金を交付して 市が得たメリット	犬山市指定文化財である木曾川犬山鵜飼漁法の保存継承及び木曾川鵜飼事業を観光資源として活用することで木曾川河川空間の賑わい創出に寄与する。	

4 負担金の交付先における収支等について

犬山市負担金額(当初支出額)	800,000 円	精算の有無	無	精算(返還)額	0 円	精算後の負担金の額	800,000 円
負担金の対象となる全体事業費(精算がある場合は精算前の額)	収入額	19,329,184 円	支出額	16,027,469 円	余剰額	3,301,715 円	
構成員の負担割合(根拠)	愛北漁業協同組合 共第22号第5種共同漁業権遊漁規則						
余剰額が発生した場合の取扱い	次年度への繰越を行う。					繰越額	3,301,715 円
交付先における収入の状況(精算前の額)	販売事業収益10,289,377円、指導事業収益7,099,360円、その他の収益975,447円、教育情報資金戻入350,000円、市補助金等615,000円 計19,329,184円						
交付先における支出の状況	項目	予算(当初支出時の想定)		決算(実績)			
		積算等	金額	積算等	金額	契約の方法、相手方等	
	販売事業費用	天然鮎・うなぎの漁獲・販売 おとり鮎・つかみ取り鮎・活鮎 販売 ほか	3,759,000 円	天然鮎・うなぎの漁獲・販売 おとり鮎・つかみ取り鮎・活鮎 販売 ほか	7,422,356 円	漁業関係者等	
	指導事業費用	小型船舶操縦士免許更新講習、繁殖保護、遊漁券発券ほか	3,220,000 円	小型船舶操縦士免許更新講習、繁殖保護、遊漁券発券ほか	2,596,720 円	小型船舶操縦士免許更新講習における受講生、漁業関係者等	
	事業管理費用	人件費、旅費交通費、業務費、諸税負担金、施設費ほか	4,603,000 円	人件費、旅費交通費、業務費、諸税負担金、施設費ほか	5,075,893 円	漁業関係者等	
	特別損失金	—	0 円	—	0 円	—	
	法人税等	—	0 円	—	932,500 円	税務署 ほか	
	合計		11,582,000 円		16,027,469 円		
	積算がない場合の特記事項						